

第2章 計画策定の背景

1. 世界の動き、国の動き

日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国内における男女平等の実現に向けた取組が、国際社会における動きとも連動しつつ進められてきました。

国際連合(以下「国連」という。)は、昭和 50(1975)年を「国際婦人年」とし、この年、「世界行動計画」を採択し、昭和 51(1976)年から昭和 60(1985)年までを「国連婦人の十年」と定めて、女性の人権の擁護と男女の平等のための行動を本格的に開始しました。昭和 54(1979)年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択し、昭和 60(1985)年には、平成 12(2000)年に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。平成 7(1995)年の北京での「第 4 回世界女性会議」で採択された行動綱領は、12 の重大問題領域について各国政府等の具体的な取組指針を示しました。

これらの動きを踏まえて国は、平成 8(1996)年に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定し、平成 11(1999)年 6 月には、取組の総合的枠組みを定める基本法制として「男女共同参画社会基本法」を公布・施行しました。

平成 12(2000)年のニューヨークでの国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択され、これを踏まえつつ、平成 12(2000)年 12 月、国は、男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」(平成 17(2005)年度改定)を策定しました。

平成 17(2005)年に開催された「第 49 回国連婦人の地位委員会(北京+10)」及び平成 22(2010)年に開催された「第 54 回国連婦人の地位委員会(北京+15)」では、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。また、平成 21(2009)年には、国連の女子に対する差別の撤廃に関する委員会から、我が国に対する最終見解が示されました。これらの動きを踏まえて、国は、平成 22(2010)年 12 月に「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、平成 25(2013)年 10 月、「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、「すべての女性が輝く政策パッケージ」を取りまとめるとともに、平成 27(2015)年 8 月には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立し、同年 12 月には「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成 27(2015)年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が採択され、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う(ゴール 5)」が 17 ゴールの一つとして掲げられました。

平成 30(2018)年には、選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことなどを基本原則とする「政治分野の男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

令和元(2019)年には G20 大阪サミットが開催され、男女平等と女性の経済的エンパワーメントを支えることの重要性を強調する大阪首脳宣言が採択されました。これらの動きを踏まえて、国は、令和 2(2020)年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

令和 6(2024)年には国連「未来サミット」において「未来のための協定」が採択され、平和と安全、持続可能な開発、気候変動、デジタル協力、人権、ジェンダー、若者及び将来世代、グローバル・ガバナンスの変革など、広範な課題が示されました。

こうした議論やその他諸外国の動向も踏まえ、国は、令和 8(2026)年 3 月に「第 6 次男女共同参画基本計画」を策定しました。国 6 次計画では、5 次計画の取組を引き続き進めるとともに、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)の実現につながるよう、男女共同参画の取組を進めるという考えの下、令和 7(2025)年に改正された女性活躍推進法に基づく情報公表の取組の充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、令和 6 年能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点導入、地域における男女共同参画の取組などを強化しながら取り組むこととされています。

このような国内外の動きは、この計画の基本的な考え方の基盤となるものです。

2. 大阪府の動き

大阪府では、昭和 56(1981)年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を、昭和 61(1986)年に「女性の地位向上のための大阪府第 2 期行動計画ー21 世紀をめざす大阪府女性プラン」を、平成 3(1991)年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画ー女と男のジャンプ・プラン」を、さらに平成 9(1997)年には、北京行動綱領等を踏まえ、「新 女と男のジャンプ・プラン」を策定して施策の推進に取り組んできました。

平成 10(1998)年には、大阪府附属機関条例に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」(平成 14(2002)年 4 月「大阪府男女共同参画審議会」に改称)を設置し、男女共同参画をめぐる様々な課題に的確に対応していくために、平成 13(2001)年 7 月、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 22(2010)年度を目標年度とした「おおさか男女共同参画プラン(大阪府男女共同参画計画)」(平成 18(2006)年改訂)を策定するとともに、平成 14(2002)年 4 月に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。

そして、平成 23(2011)年度に「おおさか男女共同参画プラン(2011ー2015)」を、平成 28(2016)年度には「おおさか男女共同参画プラン(2016ー2020)」を、令和3(2021)年には「おおさか男女共同参画プラン(2021ー2025)」を策定し、当該プランに基づき大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきたところです。

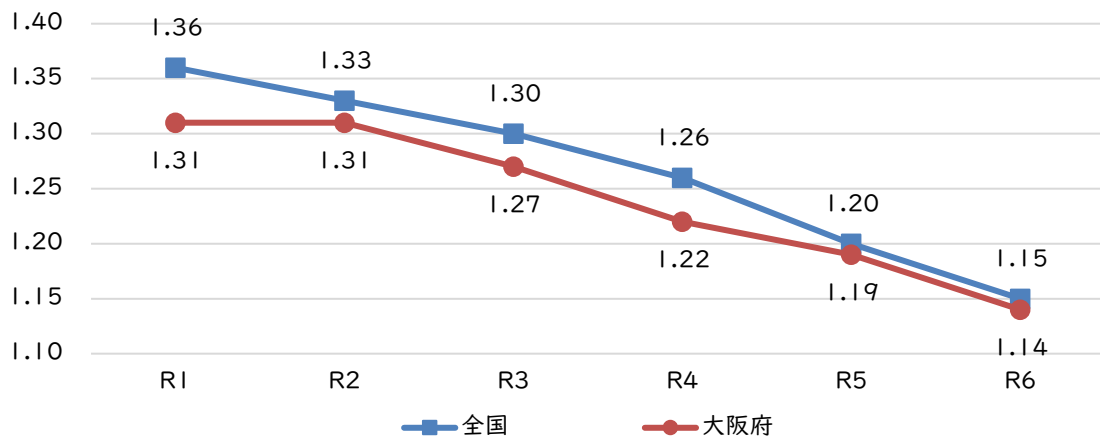
令和 7(2025)年には、大阪・関西万博が開催されました。「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマのもと、多様な価値観や文化に出会い、「多様でありながら、ひとつ」という強いメッセージが発せられました。また、ウーマンズパビリオンをはじめ世界各国のパビリオンにおいては、展示や様々な催しを通じて、「ジェンダー平等」の重要性が訴えられ世界の人々の共感を得ました。

なお、大阪を取り巻く最近の社会経済情勢の変化は以下のとおりです。

(1) 少子高齢化の一層の進展

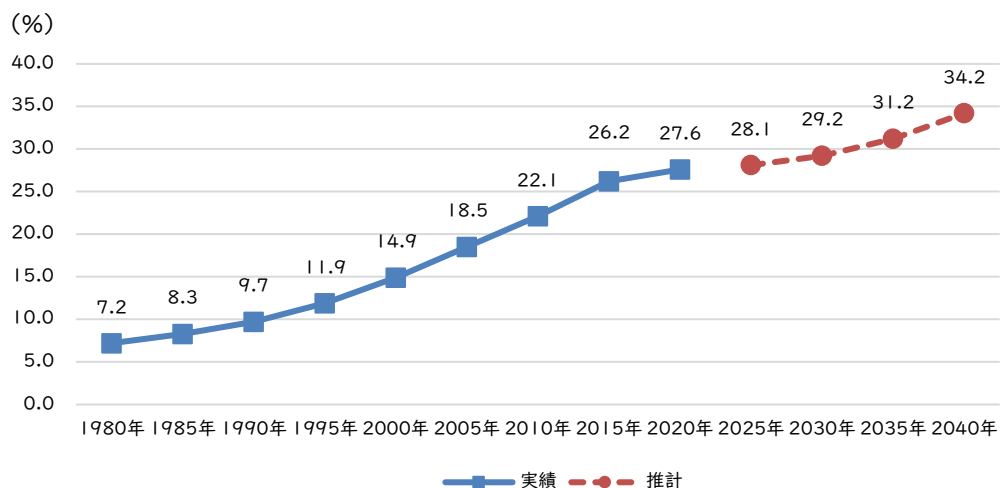
大阪府における合計特殊出生率は令和元(2019)年の 1.31(全国 1.36)から令和 6(2024)年には 1.14(全国 1.15)に減少しており、全国平均を下回る状況が続いています。また、高齢化率(65 歳以上の割合)は令和 2(2020)年の 27.6%から令和 22(2040)年には 34.2%に増加する見込みであるなど少子高齢化が一層進展しています。また、平成 22(2010)年をピークに、府の人口減少が継続しており、それに伴い 15 歳から 64 歳の生産年齢人口についても平成 7(1995)年の約 642 万人をピークに、令和 7(2025)年には約 530 万人を見込んでおり、100 万人以上減少が予測されています。

■図表1 合計特殊出生率の推移【大阪府・全国】



資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

■図表2 高齢化率【大阪府】



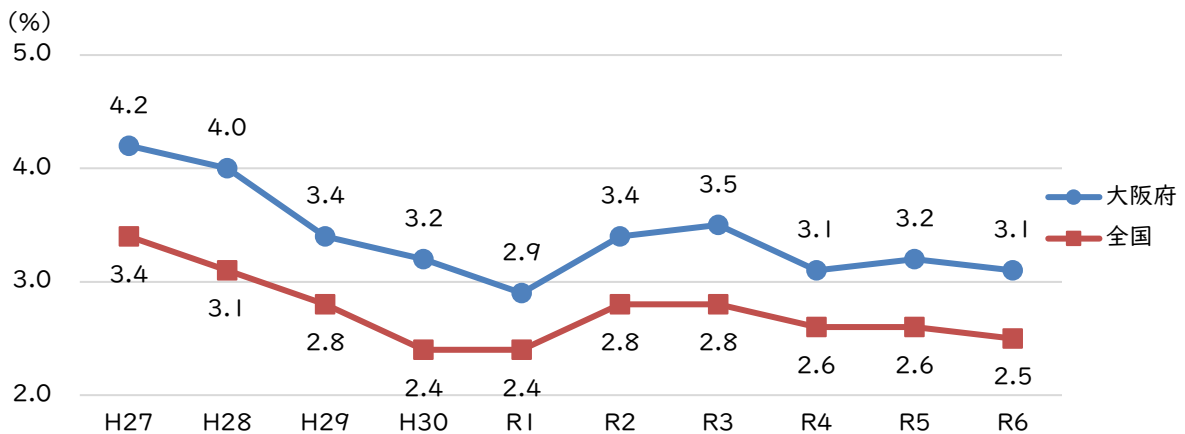
資料出所: (1980年-2020年):総務省「国勢調査」

(2025年-2040年):「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

(2) 依然として不安定な雇用情勢

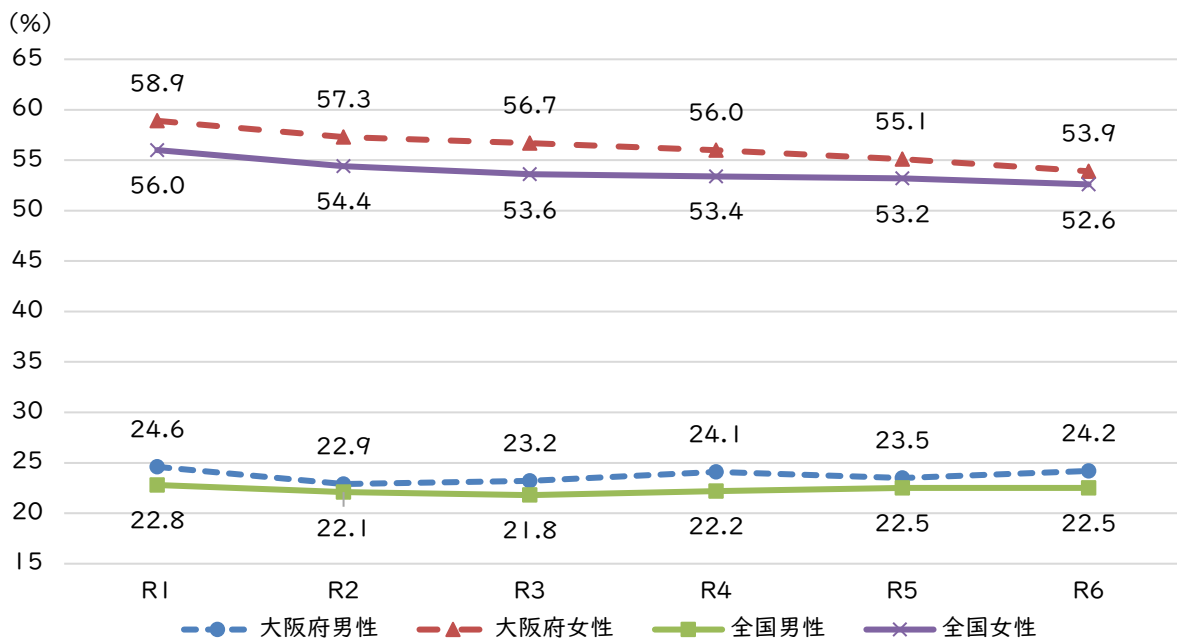
大阪府の完全失業率は全国平均よりも高い水準で推移しており、令和 6(2024)年は全国平均の 2.5% に対し、府は 3.1% となっています。また、非正規雇用労働者割合は令和 5(2023)年の 38.8% から令和 6(2024)年には 38.6% と若干減少しているものの、男女とも全国平均と比較しても高い状況となっています。このうち、非正規雇用労働者割合は、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和 2(2020)年においては女性 57.3% に対して、男性 22.9% と女性は男性の約 2.5 倍(令和元(2019)年は約 2.4 倍)と差が広がっていました。令和 6(2024)年では女性 53.9% に対して、男性 24.2% と女性は男性の約 2.2 倍とその差は縮んできていますが、引き続き女性の雇用情勢の不安定さが明らかになっています。

■図表3 完全失業率の推移【大阪府・全国】



資料出所:総務省「労働力調査」、大阪府「大阪の就業状況(年平均)」

■図表4 非正規雇用労働者の割合【大阪府・全国】

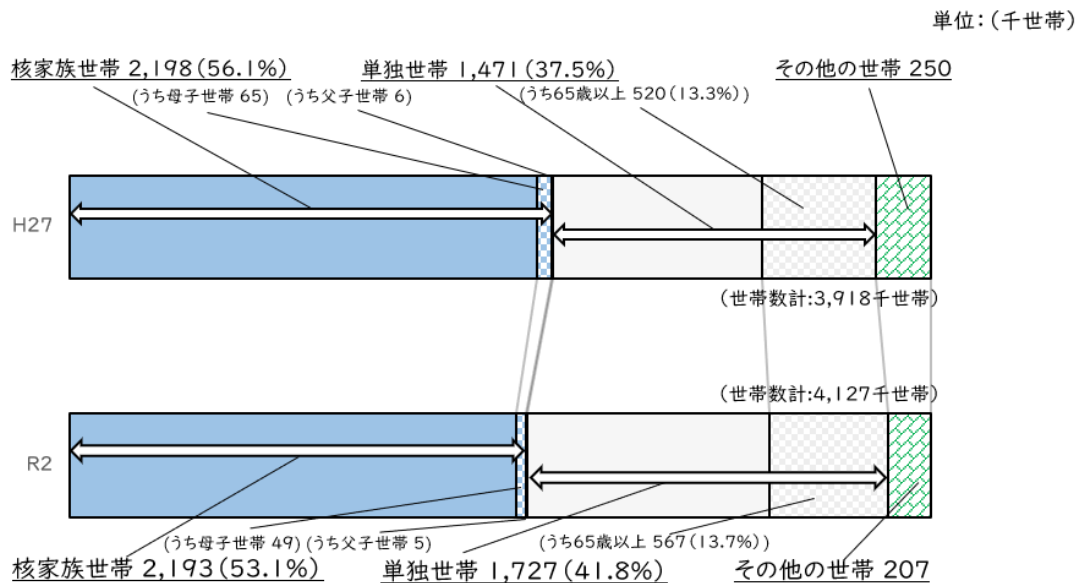


資料出所:総務省「労働力調査」、大阪府「大阪の就業状況(年平均)」

(3) 単独世帯や高齢世帯の増加

大阪府における単独世帯は平成 27(2015)年の約 147 万 1 千世帯(37.5%)から令和 2(2020)年には約 172 万 7 千世帯(41.8%)と大幅に増加しており、そのうち 65 歳以上の単独世帯は平成 27(2015)年の約 52 万(13.3%)から令和 2(2020)年には約 56 万 7 千世帯(13.7%)へと増加しています。一方で、ひとり親世帯(子どもが未婚で 20 歳未満)は平成 27(2015)年の約 7 万 1 千世帯(1.8%)(母子 65 千、父子 6 千)から令和 2(2020)年には約 5 万 3 千世帯(1.3 %)(母子 49 千、父子 5 千)へと、減少しています。

■図表5 世帯の家族類型別一般世帯数【大阪府】



資料出所：総務省「国勢調査」